

# ルネサンス絵画の取引のしくみ

マイケル・バクサンドール著

石篠 塚二三男／豊宏／池上泉尚平美訳

## 1 序論

ひとつずつ十五世紀の絵画は、ひとつずつ社会関係の産物である。当時、一方には自ら絵筆をふるつたり、あるいは少なくとも制作の監督にあつた画家がいた。また他方には、画家に絵を注文し、必要な経費を支払い、完成後はその作品の利用法をあれこれと思ひめぐらす別の人々がいた。どちらも今日のわたしたちは異なる感覚をもち、今日は異なる経済体制や宗教の制度、慣習、つまり広い意味での社会のかで活動していた。当時の絵画は、画家と注文主とが協同して作りあげたものであり、その表現形態にはさまざまな社会的状況が反映されている。

注文に基づいて制作されたのであり、顧客は自分用の細かな仕様書を用意したうえで画家に作品を依頼した。既製の絵画は、はやらない画家が手もちぶさたに描いた月並な聖母子像や、婚礼用長持ツヅキに限られていた。わたくしたちの興味を引くようなできの良い祭壇画や壁画は注文で制作されたのであり、顧客がつける細かい注文に多少の差はあるにしても、画家がその注文に従つて制作すると約束することで、両者の契約は一般に成り立つたのである。

当時の顧客は今日と同じように作品の代金を支払つたが、その内訳は十五世紀独特であり、それが絵画の性格にも影響を与えた。絵画作品の根底にある関係とは、とりわけ経済的関係のことであり、絵画のなかには当時の経済活動の一面がきわめて具体的にうかがえるのである。美術の歴史において、金銭はひじょうに重要であり、作品にすんでお金をかけようとする顧客にとっての関心事であるばかりでなく、どのような基準で支払われるかという点においても絵画に影響を及ぼす。具体例をあげてみると、フェラーラの公爵、ボルソ・デステクライアント△顧客△と呼ぶべきであろう。十五世紀の絵画のうちすぐれた作品は、

のような顧客は、もつぱら一平方ピエデを単位として代金を支払っている。たとえばパラツツォ・スキファノイアの壁画の場合、一平方ペーデ（ピエデ）あたり十ボローニヤ・リラであった。<sup>①</sup> ところが、フィレンツェの商人ジョヴァンニ・デ・バルディのよう、より経済的観念のすんだ人は、ボルソとは異なる支払い基準で絵を入手している。ジョヴァンニの場合は、制作に要した材料費と手間とから画家に支払う代金を割り出している。<sup>②</sup> このように、十五世紀においては、作品の価格の見積りにさまざまな基準があり、また親方と単なる職人とは、支払われる金額にも差があった。現代においてもみられるように、こうしたことはいざれも絵画の様式に深く関っている。つまり絵画作品は、とりわけ当時の経済状況を化石のように残しているのである。

また、絵画は顧客が利用するために制作されたものでもあつた。顧客たちがどんな動機で絵画を注文したのか探つてみたとしても、人それぞれの動機は複雑に絡み合つており、しかもその内容が場合によって少しずつ異なつてゐるため、明確な答を引き出すのはむずかしい。たとえばフィレンツェの商人、ジョヴァンニ・ルチエッライは、画家の良き顧客であつたが、彼は自分の邸宅に多くの金銀細工師や彫刻家の作品とならん、ドメニコ・ヴェネツィアーノ、フイリッポ・リッピ、ヴェロッキオ、ボライウオロ兄弟、アンドレア・デル・カスター、ニコ・パオロ・ウッチェッロといった、「久しい以前からフィレンツェばかりでなく、イタリア全土に名の知れわたつた巨匠たち」の作品を所蔵していた。<sup>③</sup> すぐれた作品を個人で所有していることに、彼が満足感を覚えたのは明らかである。ルチエッライはまた、教会や邸宅の建造や装飾に莫大な費用を投じてゐることも述べており、所有欲の

ほかにも更に三つの動機があることをほのめかしている。つまり、これらの事業は、「神の栄光と、都市の名誉、そして私自身の記念とに役立つので、最大の満足と最大の快樂を」与えてくれるというのである。絵画の注文にあたつては、程度の差こそあれ、一般にはこうした動機が強く働いていたに違いない。たしかに教会の祭壇画や礼拝堂の壁画などは、この三つの動機にすべてかなつていた。ルチエッライはさらに、五番目の動機を持ち出してくる。このような物品を購入することは、金錢を正しく使うという喜びや美德のはけ口になるし、蓄財という公認された喜びよりも立派な喜びでもある、というのである。しかし考えて見るなら、この動機も納得がゆく。きわめて富裕な人物、とくにルチエッライのよう銀行家といつても実際のところ高利貸し業によつて金儲けをした者にとって、教会や美術品といった社会的に好ましいものに金を使うことが、不可欠の美德や悦びとされていた。そうした行為は、世間に對する望ましい還元であり、慈善的寄贈と租税あるいは教会税の支払いとの中間に位置する行為であつた。こうしてたまえからゆくと、絵画には目立つわりに安価であるという一石二鳥の利点があつたといわねばならない。鐘や大理石舗床、錦織りの掛け物、そのほか教会への献品などは、絵画より金がかかつたのである。最後になるが、ルチエッライには六番目の動機としてすぐれた絵を鑑賞する喜びがあつたであろう。彼の残している記述や建築物の建立者としての記録から察すると、彼は視覚的な美しさに鈍い人物などではなかつた。この第六番目の動機については何も語られていないが、ルチエッライも胸のうちでは、当然すぐれた絵を鑑賞する喜びを意識していたと思われる。別の機会に恵まれれば、これについて彼は臆さず

に語つていたかもしない。

以上のように、絵画を注文する際の動機を列挙してみると、所有する喜び、積極的な敬神、ある種の市民意識、自己顯示や宣伝、富裕な者に要求される世間に対する還元の美德と悦び、そして絵画の愛好の六つがあげられる。しかしじつさいのところ、顧客はおおむね当時の慣習にならって行動していたのであるから、自分の動機をそれほど分析してみる必要などなかつただろう。つまり祭壇画や、壁画で飾った家族礼拝堂、寝室の聖母子像、書斎の壁に置く洗練された家具といった型通りの美術品は、顧客自身の動機を、一般にかなり満足のゆくかたちで、暗黙のうちに正当化し、また画家にとつては何が要求されているのかを手短に示してくれる点でおおいに役立つたのである。それはともかくとして、当面の問題としては、絵画は何よりも鑑賞を第一の利用目的としていたという事実を認識すれば充分であろう。つまり美術品が制作された目的というのは、顧客や鑑賞する人たちが、そこから快い興奮を感じたり、あるいはそれが記念物や実用品にさえなるからであつた。

この本の結論も以上のようになるが、さしあたつてわたしが主張したいのは、十五世紀においては絵画はきわめて重要で、画家だけに一任することはできなかつたという点である。現代の画家であつたら、自分にとって最良の作品を描いてからつぎに買手を捜すが、こうした近代ロマン派以降の状況とくらべると、十五世紀の絵画の取引はまったく異なつていた。現代の私たちすでにできあがつた作品を購入するが、だからといってジョヴァンニ・ルチエッライのような十五世紀の人々以上に、芸術家の個性に敬意を払つてゐるということにはなら

ない。むしろわたしたちは、当時とは異なつた経済社会のなかで生活しているのだと考えるべきであろう。絵画の取引のしくみは、しだいに完成品の取引へとかわつていく傾向がある。つまり、ロマン派以降とは産業革命以降ということでもあり、わたしたちの多くは今では家具さえ既製品を買つてゐる。しかし、十五世紀は注文制による絵画の時代であり、この本のテーマも、こうした注文主の絵画への参加を考察しようとするものなのである。

## 2 契約および注文主による干涉

一四五七年にフイリッポ・リッピは、ジョヴァンニ・ディ・コジモ・デ・メディチの注文で、三幅トリプティック祭壇画を描いた。これはナポリ王アルフォンソ一世（アラゴン王としては五世）への贈物として作られたもので、メディチ家の外交上のさきやかな術策のひとつであった。フイリッポ・リッピは当時フイレンツェで制作していたが、ジョヴァンニがときどき不在であつたため、書簡によつて連絡をとろうとした。

私は、例の絵について殿がおつしやつたとおりに意を尽くして制作しております。聖ミカエルは現在ほぼ完成に近づいておりますが、その武具と衣服に金銀を使う予定ですので、バルトロメオ・マルテッリの所に相談に行つてまいりました。彼の申しますには、金や殿のご希望についてはフランチエスコ・カントンサンティと話し合つておくことにしよう、ともかく君は殿のご意向通りにすべきだ、とのことでした。そしてバルトロメ

才に、殿に対しご無礼がないようにと穏やかにいさめられました

だいです。

さてジョヴァンニ様、私は今後とも殿の忠実なる僕であります。私は殿から十四フロリンいただきましたが、お手紙ですでお知らせしましたように、出費は三十フロリンになつてしまふでしょう。そのように費用がかさむことになりましたのは、この絵の装飾が豪華だからです。どうかこの件につきましては、バルトロメオを殿の代理人となさるよう、彼と打ち合わせて下さいませ。そもそも仕事を急ぐ必要がございましたら、私がバルトロメオのもとに出向き「…」。

もし私が提案いたしましたようにバルトロメオを代理に立て、画材や金、金箔、絵具の代金として六十フロリンお送りくださいませ、私の方としましては、殿のご迷惑のかからぬよう、バルトロメオを私の保証人として八月二十日までに作品を完成させることもりでございます。「…」。なお、ご参考までにあの木製の三幅対祭壇画の下図を、高さや幅の寸法を添えて、お送りいたします。殿との御交情から、私はこの仕事に対して百フロリン以上の労賃は請求いたしません。お願ひは以上です。ご返事をお待ちしております。私は疲労しており、作品が仕上がりしだい、ここフレンツェを発ちたく思つております。もしあつかましいことを申しあげましたならお許し下さい。いついかなることでも殿のお望みのとおりにいたします。

画家フラ・フィリッポ・リッピは三幅祭壇画の構想スケッチ（図版1）を付していた。彼は左から右に聖ベルナルドウス、幼な子キリストを礼拝するマリア、聖ミカエルを描いている。そして、フィリッポがとくに承認を求めた祭壇画の枠組みは、絵の人物像よりも念入りに描かれている。

十五世紀の絵画がもつていたさまざまな機能には、あまり△公私△の区別はつけにくい。個人的な依頼であつても、公共的な役割を担つていたことが多く、作品はしばしば公の場に設置された。たとえば教会の付属礼拝堂にある祭壇画や連作壁画も、特定の個人のために使われるることは決してなかつた。よりはつきりとした区別は、大聖堂造営局のような大組織によつて依頼された注文なのか、それとも個人や小集団による注文なのかという区別である。つまり、前者は共有的あるいは公共的な事業であり、後者は個人的な発案によるものなのである。当時の画家は、つねにというわけではないが、たいていの場合、大組織よりも個人や小集団から注文を受け、干渉されたのである。

こうした状況にあつたことは重要である。つまり、画家はふつう市民や個々人や宗教団体か修道院の長、また君主やその役人といつた素人の顧客とかなり直接的な関係を結んでいたということなのである。注文主の人脈がひどく混みいつている場合でも、画家はたいてい特定できる人のために作品を作つた。そしてその注文主は、絵画の依頼を思ひたち、画家を選び、作品の姿を思い描きながら絵が完成するまで関わり続けたのである。この点で画家は、彫刻家とは異なつていた。

たとえばドナテッロが、毛織物製造人組合の管理運営するフィレンツ

エ大聖堂の仕事に長期間従事していたように、彫刻家は大規模な公共

事業に携わることが多く、その場合、素人である注文主の干渉はより非個人的でおそらく無きに等しいものだつたようである。画家の方は、注文主から彫刻家以上に干渉されたが、その詳細を逐一記録したもののは当然ながら通常残されてはいない。さきほどのフリッポ・リッピからジョヴァンニ・デ・メディチへの手紙はむしろまれな例であり、そこには明らかに顧客の影響力が感じられる。それではいつたい顧客は美術のどの領域で直接的に干渉していたのだろうか。

絵画の制作をめぐる注文主と画家との基本関係を記した一連の公的資料が残されているが、こうした資料には、双方が認めた契約上のお金の義務が明記されている。この種の資料は数百点現存しているが、その大部分は今では失われてしまつた作品についての言及である。そのうち幾つかは、公証人によつて作成された正式の契約書であるが、そのほかは注文主と画家の双方で保存しておくためのおおまかな覚書きである。この覚書きは、公証人の使う決まり文句を連ねたものではないが、いちおう契約としての効力を持つてゐる。どちらも契約に際しての似たような諸条件を挙げている。

こうした契約については、ひとつの都市のなかでさえ定まつた書式といふのはなかつたので、完全に典型的な契約といつたものもない。ただし次にあげるフィレンツエの画家のドメニコ・ギランダイヨとフィレンツエのオスペダーレ・デリ・インノチエンティ（孤児養育院）の院長との間にかわされた契約は、かなり典型的な部類に入るだろう。これは現在もこの孤児養育院にある『マギの礼拝』（図版2）（一四八

八）の契約書である。

この文書を読む者には次のことが明らかにされる。現在フィレンツエの孤児養育院の院長であるメッセル・フランチエスコ・ディ・トマーゾ・ディ・クラド「ギルランダイヨ」の依頼により、私フィレンツエのジェズアーティ会修道士、フラ・ベルナルド・ディ・フランチエスコは、前述の孤児養育院の教会内に設置する祭壇画についての合意と注文に関するこの文書をしたためた。合意内容および規定は以下に示すとおりである。

本日、一四八五年十月二十三日に、フランチエスコは、ドメニコに一枚の板絵を注文し、その制作を委託する。板は、フランチエスコが準備したものであり、ドメニコは、その板に自費で彩色し絵をしあげるものとする。彼は板絵をすべて自分の手で彩色し、下絵に示されたとおりに人物などを描かねばならない。いざれにしても私フラ・ベルナルドが最良と見なせるように、先の下絵にある様式、構図から逸脱してはならない。また、装飾品などに良質の絵具や金粉を必要とする場合はすべて自費で板絵を彩色しなければならない。板絵にかかるほかの費用についても同様である。さらに青色は、オンスあたり四フロリンほどの高価格のウルトラマリンでなくてはならない。また、本日から三十カ月以内にこの板絵を仕上げて納品しなければならない。そしてここに述べた板絵の代金として、（ドメニコの全経費である）百十五大判フロリンを、私フラ・ベルナルドが絵に

それだけの価値があるとみなした場合に、彼は受け取ることができる。また私は、その絵の価値や技量に関して、最適の評価を下せると思われる人のところに出向いて意見を求めることができ、先に示した価格に値しないと判断した場合には、私フラ・ベルナルドが妥当と考える値引きした額を、彼は受けとることとする。さらに彼は契約に即して、私フラ・ベルナルドが納得できるように、この板絵のプレデッラを描かなければいけない。

なお支払いは次のように行なわれる。フランチエスコ尊師は、ドメニコに対し一四八五年十一月一日から始めて毎月三大判フロリンを支払わなければならない。続く月々もずっと前述のように毎月三大判フロリンである…。

もしドメニコが上記の期限内に板絵を納品できない場合には、十五フロリンの罰金が課せられるであろう。また同様にフランチエスコ尊師が上記の月々の支払いを怠った場合には、その違約金として、板絵が完成したときに残金全部を支払わなければいけない。<sup>⑤</sup>

双方がこの契約に署名している。

この契約には、おもにつぎのような二点の合意事項が含まれている。

(i) 画家が描く予定のものを、明確に記してあり、この場合はあらかじめ合意された下絵をもとに、制作するよう取り決めてある。(ii) 注文主がいつ、どのように支払いをするか、また画家はいつ作品を引き渡すかについて明記されている。(iii) 画家は上質の顔料、とくに金やウルトラマリンを使うように指示されている。しかし契約によつて

その詳細や正確さはさまざまである。

絵の問題についての指図は、いつでも詳細をきわめたというわけではない。個々の画像まで列举している契約はさほど多くはないが、描いてもらいたい画像をことばで明確に示すのはむずかしいので、下絵にゆだねるやり方がより一般的であつたし、明らかにより有効であった。この下絵は一般に重視されていた。一四三三年にフラ・アンジエリコが、フィレンツェの亞麻布<sup>リナイウオーリ</sup>商組合のために描いた祭壇画(図版3)がそうした例であった。潔癖な生活を送っていたため、価格の取り決めはこの場合例外的にフラ・アンジエリコの良心に委ねられた。「百九十フロリンあるいは彼の良心が妥当と考えるより少ない額」—その人徳ゆえにこれほど信用されたのだが、それでも下絵からは逸脱しないようにと制約を受けている。こうした下絵に関しては、画家と注文主のあいだに相当のやりとりがあつたことだろう。たとえば一四六九年にピエトロ・カルツエッタ<sup>⑥</sup>はパドヴァのサンタントニオ聖堂のガッタメラータ家礼拝堂にフレスコ画を描くことを請け負つたが、合意にいたるまでの過程が契約書のなかに明確に述べられている。まず寄進者の代理人、アントンフランチエスコ・デ・ドッティが、描かれるべき主題について述べる。次にカルツエッタはその主題を承認する。そして彼は「想像もしくは史実に基づいた下絵」を作り、アントンフランチエスコにそれを渡す。この下絵に基づきアントンフランチエスコがさらに絵に関する指示を与える。最後に、彼はその絵のしあがりに納得がいくかどうか決定する、と、この契約書には記されている。完成予定図の叙述が難しい場合には、しばしばほかの絵が引きあいに出された。たとえばフィレンツェのネリ・ディ・ビッチが一四五四年にサ

ンタ・トリニタ聖堂の祭壇画の彩色と仕上げの仕事を請け負つた際、彼は前年にサンタ・フェリチタ聖堂でカルロ・ベニツィのために制作した祭壇画と同じ様式に従つてゐる。

支払いについては、さきほどのギルランダイヨの例のように、一般に総額の分割払いという形で行なわれた。しかし画家の必要経費と、画家の手間賃とを区別して支払うこともあつた。高価な顔料を調達したり、画家に制作をかけた時間と技量に対しても報酬を出す注文主もいた。たとえばフイリッピーノ・リッピがローマのサンタ・マリア・ソプラ・ミネルヴァ聖堂に『聖トマス伝』(一四八八年から九三年)を描いたとき、枢機卿カラファはフイリッピーノの分として二千ドゥカート支払い、さらに助手たちにたいする報酬とウルトラマリンの顔料の費用をべつに支払つてゐる。いずれにせよ支払い額を算出するうえでの基準は、必要経費と画家の手間賃の二点だったのである。たとえばネリ・デ・ビッチは、「私は、金とその使いかた、そのほかの顔料、私の腕前のそれぞれにたいして報酬を受け取つた」と書いてゐる。また、契約で定められた額は変更できないというわけではなく、画家が契約時の金額では足りないと思えば再交渉することもできた。たとえばギルランダイヨの場合、インノチエンティ祭壇画のプレデッラを最初の契約の百十五フロリンのなかで引き受けたが、結局このプレデッラの分として七フロリンの追加料を受け取つてゐる。画家と注文主が最終的な総額を決定するうえで折合いがつかないときには、組合に加入している公認の画家が仲裁の労をとることもできた。しかしふつうこうした紛糾はあまり起らなかつたようである。

ギルランダイヨの契約には、画家は良質の顔料、とくにウルトラマ

リンを使うように求められている。契約の際、金と並んで青の顔料の品質に一般に気が配られているのにはそれなりの理由があつた。ウルトラマリンは金や銀について高価な顔料で、画家にとつて扱いにくい色でもあつた。ウルトラマリンには安価なものと高価なものとがあり、アズライト(ドイツ青)と呼ばれるさらに安い代用品もあつた。(ウルトラマリンは粉末にしたラピスラズリから作るもので、<sup>レバント</sup>東方から高い値段で輸入された。色を抽出するためにこの粉末を何度も水にさらすが、最初に取り出される深いヴァイオレット・ブルーがもつとも良質で高価であつた。アズライトはただ銅を炭化させたもので色合いが冴えず、より悪いことには性質が不安定で、とくにフレスコ画に使うとそうであつた。) 注文主はこの青のことで落胆させることのないようにな、使う青はウルトラマリンの青であると指定した。さらに慎重な注文主であれば、一オンスあたり一フロリンとか、二フロリン、四フロリン、というようにウルトラマリンの等級を示して明記した。画家も鑑賞する側も以上の点には敏感だったので、ウルトラマリンのもつ異国風で扱いにくい性質は、絵のなかの一部分を際立たせる手段となつたのである。現代私たちにとっては、おそらく深い青(ダークブルー)は赤(スカーレット)や朱色(ヴァーミリオン)に比べてそれほど刺激的ではないので、この点を見逃しやすい。たしかに、聖書からの諸場面で、あきらかにキリストや聖母マリアといった主要人物を引き立たせるために、このウルトラマリンが使われている場合は容易にそれを見てとることができる。しかしさらに興味深いのは、もつと微妙な使い方をしている場合である。たとえばロンドンのナショナル・ギャラリーにあるサセッタの板絵、『貧乏な兵士に外套を与える聖フ

ンチエスコ』では、聖フランチエスコの脱ぎ捨てたガウンがウルトラマリンで描かれているのである。また、高価な顔料を使っているマサツチオの『磔刑』「ナポリ、カポディモンテ美術館」では、この場面の

本質的身振りとなる聖ヨハネの右腕がウルトラマリンで強調されている。こうした例はほかにあるが、契約書を見ると、青色に対する目が鋭敏で、さまざま青に対する識別能力がうかがえる。こうした能力を現代の私たちの文化はけつして持ち合わせてはいない。一四〇八年ゲラルド・スタルニーナは、エンボリのサン・ステファノ聖堂に、今では失われてしまった『聖母マリア伝』のフレスコ画を描く契約をした。<sup>⑧</sup> 契約には青色についてかなり細かく記されている。たとえば聖母に使用するウルトラマリンは、一オンスあたり二フロリンのものでなければならず、絵のほかの部分は一オンス一フロリンのウルトラマリンでよいという具合である。重要さの度合いが、ヴァイオレット・ブルーの多少の差で示されているのである。

もちろんすべての画家がこうした契約関係に従つて仕事をしていたというわけではない。俸給を得て王侯の下で働いた美術家も何人かいた。たとえばマンテニーナは、一四六〇年から一五〇六年の没年までマントヴァのゴンザーガ公に仕えたが、かれの場合には記録もよく保存されている。ロドヴィコ・ゴンザーガが一四五八年四月に、マンティニーナに提案したものは、きわめて明快である。「余は、貴君に俸給として月十五ドゥカト、家族と快適に住むことのできる家屋、毎年六人分を養うに十分な穀物、さらに貴君が必要とするだけの薪を与えよう」。マンティニーナはかなりためらった後、これを受け入れ、俸給の見

返りとしてゴンザーガ家のためにフレスコ画や板絵を描いたばかりでなく（図版4）、ほかの職務も果たした。<sup>⑨</sup>

ロドヴィコ・ゴンザーガからマンテニーナへ

一四六九年

貴君にひとつがいのホロホロチョウを写生してもらいたい。タペストリー職人に織らせるつもりなので、その写生図をこちらに送つて欲しい。ホロホロチョウは、マントヴァの庭で見ることができよう。

枢機卿フランチエスコ・ゴンザーガよりロドヴィコ・ゴンザーガへ

一四七二年

…アンドレア・マンテニーナに命じて…」、「フオリーニョ」に来て私とともに滞在するよう申し付けてください。私が所有しております彫刻の施された宝石やブロンズの人物像などのみごとな古代の遺品を彼に見せて楽しみたいと思います。そして彼とともにそれらを研究し、論じ合いたく思います。

ミラノ公よりフェデリーコ・ゴンザーガへ

一四八〇年

絵の下絵を何枚かお送りします。貴公のもとにおります高名な画家アンドレア・マンテニーナにそれを描いてもらうようお願いいたします。

フェデリーゴ・ゴンザーガよりミラノ公へ

一四八〇年

お送り戴いた下絵を受け取りました。アンドレア・マンティニヤにそれをもとに立派なものを完成させるよう申しておきました。ただ彼はこの仕事が自分よりむしろ挿絵画家に向いているのではないかと申しております。彼は小さな人物を描くのに不慣れだということです。聖母などの人物像は一布拉ッチアないし一・五布拉ッチア半位の大きさのほうがよく描けると申しておりますがそれでよろしいのかどうか…。

ランチロット・デ・アンドレアシスよりフェデリコ・ゴンザーガへ

一四八三年

私は金細工師ジャン・マルコ・カヴァツリと、マンテニニヤのデザインによる鉢と広口杯の制作を依頼する商談を取り決めました。ジャン・マルコは鉢については三リラ十ソルド、広口杯については一・五リラを要求しております。：細長びんの仕事が始まる前に、貴公にその形を見て戴けるようにマンテニヤの下絵をお送りします。

実際には、マンテニニヤの立場はゴンザーガが提案した通りにはゆかず、俸給もいつもきちんとマンテニニヤに支払われたわけではなかったが、ときには特典を与えられたり、土地や金の贈物があつたり、

またほかのパトロンから謝礼を受け取つたりすることもあつた。しかしこのようなマンテニニヤの地位は、ほかのすぐれた十五世紀の画家たちと比べて特殊なものである。王侯貴族のために絵を描いた画家たちであつても、家臣として定期的に給料を支給されるよりは、作品ごとに代金を支払われるのがふつうだつた。十五世紀当時の絵画取り引きの様子がわかるのは、契約書にくり広げられた実際の商業上の取り引きによつてであり<sup>(10)</sup>、それはとくにフィレンツエでもつとも明確に見ることができる。

契約については、これまで述べてきた程度には一般化して考えることができるとはいうものの、その細目はじつきにはかなりまちまちである。そしてさらに興味深いのは、十五世紀の時の流れにつれ契約条項の強調点が徐々に変化していることである。一四一〇年の段階ではひじょうに重要であつたことが、一四九〇年になるとさほど重要ななくなつてゐる。また逆に一四一〇年にはとくに重視されなかつたようなことが、一四九〇年には明確な誓約が要求されているという具合であつた。こうした強調点の変化の両面——軽視される面と重視される面——はきわめて重要であり、それらが表裏の関係にあることを知るならば、クアッタロチエントを理解する鍵のひとつが得られたことになる。高価な絵具はさほど重視されなくなる一方で、画家の技量に対する要求が増してゆくのである。

### 3、美術と材料（画材）

時代が進むにつれ、契約書には金やウルトラマリンについて以前ほ

ど多くは記されなくなつた。一般的には相変わらず両者は言及されているし、青色が完成した絵からはがれ落ちたりしては困るので、ウルトラマリンの等級は一オンスにつき何フロリンというように明記されることもあつたが、ウルトラマリンや金はしだいに関心的ではなくなり、金は額縁のほうに使われるようになつていつた。スタルニーナが一四〇八年に契約した時点では、絵の部分部分でさまざまな等級の青色を使い分けることがひじょうに重要であつたが、十五世紀も後半になるとそのようなことがまたたくなる。このように高価な絵具に心を奪われなくなつたことは、今日わたしたちが絵を見るときに取る態度に通ずるものがある。顧客たちは、画材の单なるぜいたくさを以前ほど公衆に誇示したがらなくなつたようである。

このような推移を美術史のなかだけで説明しようとしても無理だろう。絵画のなかで金の果たす役割が減つていつたのは、派手な誇示を選択しながら抑制しようとする当時の西欧の一般的な傾向の一端をなしているのである。この傾向はほかの多くの事柄にも現れていた。たとえば顧客の衣服にこのことは明らかであり、顧客たちは美しく飾られた織物や派手な色調を嫌い、ブルゴーニュの地味な黒を好むようになつていた。この流行には現在ではわかりにくいある心理的な含みがあつたようである。十五世紀中頃当時の雰囲気は、フィレンツェの出版業者ヴェスピシアーノ・ダ・ビスティッヂが、ナポリのアルフォンソ王について語つた逸話のなかでかなりよくとらえられている。

以前ナポリに駐在していたシエナの大天使がいた。彼はいかにもシエナ人らしくひじょうに派手だった。一方アルフォンソ王

はいつも黒い服を着ており、飾り留め金しかついていない帽子をかぶり、首に黄金の鎖をつけていただけだつた。そして錦や絹の服をほとんど着なかつた。ところが先の大天使はひじょうに高価な金襴を身につけており、王の引見に出向くときはいつもこれを着込んでいた。王は家臣と一緒にしぶしばこの金襴をからかつたものだつた。ある日、王は側近のひとりに笑いながら言つた。「あの錦の色はなんとか変えねばならんのう。」そしてある日王は、小さく粗末な部屋に、大使全員を召集して引見する手はずを整え、さらに家臣数人と相談し、人だかりのなかで皆がシエナ大使を押し分けて進み、着ている錦をこするようになり決めた。さてその当日になつてシエナ大使の錦の服はほかの大天使たちばかりでなく王にまでこづかれ、こすられた。皆、部屋を出て錦の様子を見ると笑いころげた。毛はまつたくつぶれ、錦は深紅色となり、金がはげ落ちて黄色い絹が残るだけの見るもむざんなぼろきれになつてしまつたのである。シエナ大使が、すっかり台なしになつた錦を着て部屋から出て言ったのを見とどけると、王も笑いを止めることができなかつた。

「…」<sup>⑪</sup>

豪華な金色の輝きが一般に好まれなくなつていつたという変化には、じつさいひじょうに複雑で、相互に独立した多くの原因があつたに違いない。——ある大きな社会的変動によつて、新品のけばけばしい豪華さが好まれなくなるという問題が起つたのである。その社会的変動を列挙すると、まず十五世紀における金の深刻な供給不足があげ

られる。次に当時のキケロ流の人文主義がもたらした感覚的な放縱に対する古典古代的な嫌悪感があり、この倫理観は、より近づきやすかつたキリスト教の禁欲主義を強化した。また衣服に関しては、オランダの最良の服地は黒であるというあまり技術的に明確な根拠のない評判があつた。さらにとりわけ流行の波というものも挙げられるだろう。こうしたさまざまな要因が同時に集まつていたに違いない。またこの抑制は、豪華さの誇示を社会全体的に放棄するというのではなく、選択的なものであつた。たとえばブルゴーニュのフリリップ・善良侯やナポリのアルフォンソ王は、衣服を除く公的な生活の多くの場で、相変わらず——かつて以上ではないにせよ——ぜいたくであつた。黒の服に限つてみても、最高級のオランダの織物を惜しげもなく斜めに裁断するなどして、従来どおり人目を引くぜいたくをしていた。つまり、誇示の方向が変わつたのであり——ひとつの方針が禁じられ別の方向が発展した——誇示そのものは続いていたのである。絵画の場合も同様であつた。金やウルトラマリンを多量に使うことが、契約書のなかでしだいに重要視されなくなるにつれ、それに代わつて別のものがしきりに言及されるようになつた。それは技術（画家の技量）であつた。この技術が高価な絵具といかに無理なく入れ替わることができたのか、そして技術がとくに資金を費やすだけの価値ある指標として、いかに明確に理解されたのかをさぐるためには、絵の価格の問題に立ち戻らなければならない。

高価な材料の価値と、その材料を扱う熟練した腕前の価値との区別が、からの議論の上でかなり決定的である。こうした区別は現代の私たちには不慣れであり、私たちが絵画を考察する上でふつう重要な

ではないが、じつさいには十分に理解できる区別もある。ところが初期ルネッサンスにおいては、まさにこの区別は関心の△核心▽だったのである。材料の品質と技術の質との区別は、絵画や彫刻についての議論のなかではもつとも頻出する一貫した議題であり、その議論が美術作品の大衆の享受を嘆く禁欲調のものであるにせよ、あるいは美術理論の文脈でみられる肯定的なものであるにせよ、この区別は幾度となくくり返されてきた。一方では理性の擬人像がこの区別を用いて、美術作品が私たちに与える悪影響を非難する。たとえばペトタルカの対話集『幸・不幸の治療法』には、「思うにあなたを喜ばせるのは、物の△高価さ△であつて△芸術△そのものではない」とある。<sup>(12)</sup>

他方では、アルベルティが『絵画論』のなかでこの区別を用い、画家は熟練した技があれば、金色の対象物でさえ金の絵具そのものを使わず、黄色と白色の絵具で描くことができるものだ、と論じている。

自分たちの描く絵にやたらと金を使う画家たちがいる。彼らはそうして絵に莊厳さが加わると考えているが、私はそのことを讃美はしない。たとえウェルギリウスのディドーを、黄金のえびらをつけ、黄金の留め金をつけた金髪で、黄金の帯を締めた紫の衣をまとい、黄金の馬具をつけた馬車の黄金の手綱を引いている姿で描くつもりだとしても、いつきい金を使うことは望ましくない。なぜならあたりまえの色で黄金の輝きを表現することこそ、名匠にいつそ賞賛をもたらすものだからである。

トの実例はほとんど数限りなく挙げられるだろう。しかも互いにもつとも異なる意見でさえ、材料と技術という同じ区分法に依存しているのである。

しかし絵画についての知的な理念と、絵画の通常の取り引きとはまったく別の物である。一方が他方に及ぼす影響というものは、直接的でもなければ単純でもないため、一般的にそれを立証するのは難しい。ともかくペトラルカとアルベルティが用いる区分法にそれなりの意味合いを与える、また実際の仕事の領域へその区分法を適用したといふことは、他の手仕事と同じく、材料と技術という区分法が絵画の価格を算定するさいの基礎だったといふことなのである。絵画の代金は、この物と技術、または材料と手間という二つの項目に対しても支払われた。たとえばジョヴァンニ・ダーニョロ・デ・バルディがサント・スピリト聖堂の家族礼拝堂に設置する祭壇画（図版5）の代金としてボッティエッリに支払った資料がある。

一四八五年八月三日 水曜

サント・スピリト聖堂の礼拝堂で七八フロリン十五ソルドの支払い。サンドロ・ボッティエッリに、彼の算定した金貨七五フロリンに対して支払った。算定の内訳は次の通りである。ウルトラマリン代二フロリン、金と板の準備に三八フロリン、画家の腕前に対し〔*pel suo pennello* 彼の絵筆に対し〕三五フロリン。<sup>⑩</sup>

トのには珍しく理論上の価値と実際上の価値とのみの対応があ

る。一方にウルトラマリン、画面と枠のための金、板の木材などの「材料」の値があり、他方にはボッティエッリの絵筆に対する「手間や技術」の値がある。

#### 4 技術（画家の技量）の価値

見る目的ある顧客が、絵画にあてる資金を顔料の金から画家の「絵筆」（技術）へと振り替える方法にはいろいろとあった。注文した絵の人物の背景に、金箔でなく風景を指定する」ともその一例であった。

画家はもはや画面の空白部分、正確にいうと人物の背景に、風景と空〔*paese et aiere*〕を描くこと。そしてそれ以外の地の部分もすべて彩色すること。ただし額縁は金を使う予定なので除外する…。（ピントリッキオ、ペルージアのサンタ・マリア・デ・フォッシ聖堂にて 一四五五年）<sup>⑪</sup>

契約書には顧客が描いてもらいたいと思っている風景について細かく記載されることもあった。たとえば一四八五年にジョヴァンニ・トルナブオーニの注文でドメニコ・ギルランダイヨがフィレンツェのサンタ・マリア・ノヴェッラ聖堂の内陣にフレスコ画を描く契約を結んださいに、画家は「人物、建物、城館、都市、山、丘、平原、岩、衣装、動物、鳥、その他あらゆる種類の獣」を描き込むことに同意した。このような要求は、ほんとうの技術ではないとしても、少なくとも労力に対する手間賃を保証しているということである。

技術を気前よく買う顧客となるには、もうひとつのより確実と思われる方法があり、それは十五世紀中頃にはすでに定着していた。つまりどのような手仕事においても、各工房内で親方と助手が費やす手間の価値に関して相対的にかなり大きな格差があつたことである。画家たちにとつてこの差が根本的であつたことは、次の例からもうかがえる。一四四七年にフラ・アンジェリコは、ローマで新教皇ニコラウス五世の注文をうけてフレスコ画を描いた。この仕事に対する支払いは、個人や小さな世俗集団からの依頼の場合に当時一般的であつた一括払いの方法ではなく、アンジェリコと三人の助手それぞれの労働時間に基づいて支給され、必要な材料は別に調達された。次にあげるヴァチカンの勘定書には、四人それぞれの手間賃が示されている。

一四四七年五月二三日 サン・ピエトロの礼拝堂で制作中の  
画家、ドメニコ会士フラ・ジョヴァンニ・ディ・ピエトロに対  
し、年二百ドゥカートの給与基準で、三月十三日から五月末ま  
での期間について四三ドゥカート二七ソルドを五月二十三日に  
支払う…

#### 四三フロリン四七ソルド

上述の礼拝堂で制作中のフィレンツェの画家、ベノツツオ・ダ・レーネに対し、月七フロリンの給与基準で、三月十三日から五月末までの分、十八フロリン十二ソルドを同日支払う…

#### 十八フロリン十二ソルド

同礼拝堂の画家、ジョヴァンニ・ダントニオ・デッラ・ケーラ対し、月一フロリンの基準で、五月末までの二カ月分と五

分の二カ月分の給与として、二ドゥカート四二ソルドを同日支  
払う…

一一フロリン四二ソルド  
同礼拝堂の画家、ジャコモ・ダントニオ・ダ・ポーリに対し、  
月一フロリンの基準で、五月末までの三カ月分の給与として、  
三フロリンを五月二三日支払う…

三フロリン<sup>⑯</sup>

したがつて四人のそれぞれの年間給与は、生活費を除けばつぎのよう  
になる。

フラ・アンジェリコ、二百フロリン

ベノツツオ・ゴツツオリ、八四フロリン

ジョヴァンニ・デッラ・ケーカ、十二フロリン  
ジャコモ・ダ・ボーリ、十二フロリン

のちにこの工房仲間がオルヴィエートに移つて仕事をしたときも、同額の支払いを受けた。ただしジョヴァンニ・デッラ・ケーカだけは給与が倍増し、月一フロリンから二フロリンになつてゐる。工房の親方が助手に代わつて不釣合なほど——現在の基準に照らしてではなく、当時の基準に照らして不釣合なほど、多くの部分を描いた場合には、当然技術に対してより多くの金額が支払われた。

まさしくそうしたことが起つてゐる。ピエロ・デッラ・フランチエスカの『慈悲の聖母』(国版7)の契約書がその例である。

一四四五六年六月十一日

(調)

修道院ピエトロ・ディ・ルカ：「ほか七名」は、慈悲の聖母マリア信心会、およびその会員の名において、同会のために画家ピエロ・ディ・ベネデットに対し、同会の礼拝堂と教会用のひとつ板絵を現在同所にある板絵と同じ形式で制作することを依頼した。さらにそのためのすべての材料、絵を準備し完成するまでのすべての経費、作品の組み立てと同礼拝堂への設置を委任した。絵の画像、人物、装飾については、上記の修道院長とその助言者、その職務を代行する者、および同信心会の役職者の同意を得て決定された。この絵には良質の金による金箔をはり、良質の絵の具、とくにウルトラマリンを用いて彩色しなければならない。さらに、上記の画家ピエロは、板絵が材料もしくはピエロ本人の過失によつて、時間がたつにつれ欠陥を呈した場合には、十年を限度としてこれを修復しなければならないものとする。以上のことに対する注文者側は一フロリンあたり五リラ五ソルドの換算率で百五十フロリンを支払うことになりました。かれらは要求がありしだい五十フロリンをただちにピエロに支払い、未払金は作品完成後に支払うことと了承した。また同ピエロは板絵を作り、描き、装飾し、現在同所にある板絵と同じ幅、高さ、形状に組み立て、そして今後三年間のうちにこれを完成し、同所に設置したうえで引き渡すことを請け負つた。またこの絵については「ピエロ本人以外いかなる画家も絵筆をとつてはならない」（「」はバクサンドールによる強調）

これは板絵の注文例であり、大規模なフレスコ画の依頼の場合には要求がより緩やかでもあつた。たとえばフイリッピーノ・リッピが一四八七年にフィレンツェのサンタ・マリア・ノヴェッラ聖堂のストロッツィ家礼拝堂にフレスコ画を描く契約を結んだとき、彼は「作品の全体にわたり、とくに人物を本人の手で (tutto di sua mano, e massime figure)」描くことを約束した。この場合の条文は多少つじつまが合つていなかが、その意味するところは明らかである。つまり人物像は背景の建築よりも重要でむずかしいので、フイリッピーノみずから筆をふるうべき部分が比較的多いということである。オルヴィエート大聖堂のフレスコ画（図版6）のため、一四九九年に結ばれたシニョレッリの契約書には、より詳細で具体的な記述がある。

上記の親方ルカは、次のように描く義務があり、これを約束すること。「[1] 上記のヴォールトに描かれる予定の人物像全部を描く」と。「[2] とくに各人物の顔と上半身すべて」を描くこと。<sup>〔3〕</sup>「どんな絵もルカ自身が立ち会つている時にのみ描かれるべき」と。そして「[4] 絵具の調合はすべて親方ルカ本人が行なう」と。<sup>〔4〕</sup>（「」は、バクサンドールによる強調）ここには、大規模なフレスコ画を制作する場合、親方が自分の構想の実現にどの程度まで個人的に介入すべきかについて、ひとつの解答が示されている。一般的にいつて、おそい時期の契約書の意図ははつき

りしており、顧客は注文した絵画に黄金によつてではなく、名人芸つまり画家自身の腕前によつて栄光を与えようとしている。

## 十五世紀中頃には、絵画技術の価値の高さはよく理解されるように

なつた。フィレンツェ大司教の聖アントニヌスは、その著書『神学大綱』のなかで金細工師の技術とそれに見合つた支払いについて論じた折、個々の技量に応じた支払いの例として画家を引きあいに出している。「巧みな技をもつ金細工師にはより多くの報酬が支払われるべきである。この点は絵画の場合と同じである。絵の名人は同じ類の人物を描くにしても、未熟な画家の二倍か三倍の報酬を要求するだろう」。<sup>②</sup>

こうして十五世紀の顧客は、画家の技術を目立つて高く買うようになり、そのことによつてますます自分の豊かさを誇示したようである。しかしすべての顧客がそうであつたわけではない。ここで述べた状況は、十五世紀の契約書に見られるひとつ傾向であつて、当時のすべての人々が従う規範なのではない。従つて、フィレンツェやサンセポルクロで行なわれたようなかなり発達した取引活動とは縁のなかつた、前述のボルソ・デステのような王候ぜんとした旧式の人も、彼ひとりではなかつたのである。しかし技術といふものに目を開かれた顧客もたしかに数多くおり、彼らは芸術家の個性がしだいにはつきりと意識されてくるのに促されて、一四九〇年になると公衆の画家に対する態度を一四一〇年頃とはまったく異なつたものにしてしまつたのである。

## 5 技術の認知

これまで資料を使って論じてきたことは、絵画に費やす金を材料から技術へと振り替える方法にさまざまなやり方があつたということである。たとえばある人は、板絵の背景を金地よりも風景などの描写にあてさせた。またある人は、より端的に、手間賃の高い名人が自ら絵筆をふるう割合いを相対的に多く要求し、それのみあつた金額を支払うこともできた。さらにこの絵画を印象深いものにするためには、高い手間賃をかけた技術が、見る者にはつきりと示される必要があつた。しかし、いつたいどのよだんな特徴があれば、そのようなことができたのだろうか。いつたい何が熟練した技のあかしとして認められたのか。契約書はそのことについて何も語つていなし、むろん語らねばならない理由もなかつた。

そこでここでは、絵画に対する人々の反応を記録した資料を検討してみるのが適切と思われるが、残念なことにそうした資料はきわめて少ないのである。問題なのは、絵画が与えようとしている複雑で非言語的な刺激に対する反応を、言葉で書面に書きつけることはつねに特殊であるという点である。つまりあえてそうした行為をする人は、まちがいなく特殊な人なのである。画家たちの特質について記した十五世紀の記述はいくつかあるが、じゅうぶんに広い全体的な視野を示しているものとして信頼できるものは、実際のところほとんど存在しない。あるものは、ギベルティの『コンメンターリ（覚え書）』のように、じつさいに芸術家である人によつて書かれているため不適当であつた

り、またあるものは、大プリニウスのような作家たちの古代美術批評を模倣していふ学識者たちの著述であつたりする。かれらのほとんどは絵が「良い」とか「上手である」としか述べていないと、その著述はたいへん明確ではあるものの、私たちの観点からみると役には立たない。

絵画についての「どりのない説明」つまり絵画の質や相違について日常的な語り口でたまたま書かれた記述は、ある限られた状況のもとでの偶然の産物である。とくに良い一例がある。一四九〇年頃

ラノ公はチャルトーラ・ディ・パヴィーアで数人の画家たちを雇うことにしたため、フィレンツェにいた代理人がその地で有名な四人の画家たち、ボッティエッリ、(図版5) フィリッピーノ・リッピ (図版8)、ペルジーノ、(図版9)、ギランダイオ (図版2) についての覚え書を送つた。

サンドロ・ボッティエッリ、板絵においても壁画においても卓越せる画家。彼の作品は、雄勁な画風(*aria virile*)をもち、最高の理知(ragione)と完璧な比例(proportione)をもつてゐる。フイリッピーノ、非凡なる画家フラ・フィリッポ・リッピの息子であり、前述のボッティエッリの最良の弟子。またその時代の最も独自な画家の息子。その作品はボッティエッリよりも甘美な感じ(aria più dolce)をもつて、私はそれほどどの技量(arte)があるとは思わない。ペルジーノ、とりわけ壁画に長じた非凡な画家。彼の作品は、天使のような感じ(aria angelica)だ、またひじょうに甘美(dolce)である。サンドロ・

ギランダイオ、板絵に巧みだが壁画によりすぐれた画家。その作品は良い感覚(bona aria)である。また彼は手早い人で多くの仕事を行なう。これらの画家たちはフイリッピーノをのぞあわぐて、教皇シクストゥス四世の礼拝堂でその腕前を披露したことがある。またいざれも後にロレンツォ・イル・マニフィコのスペダレットで制作している。勝利の棕櫚が誰のものはわからぬ。

このいう教皇シクストゥス四世の礼拝堂とはヴァチカンのシステムナ礼拝堂のフレスコ壁画のことである。ヴォルテッラ近くのスペダレットのロレンツォ・デ・メディチの別荘は現存していない。

この報告書からいくつかのことがらがはつきりする。つまり、フレスコ画と板絵の区別が明確であること。画家たちが互いに競い合つて個人として見られていること。さらに、微妙なことであるが、ある画家がほかの画家と比べて単に「より良い」という点ばかりでなく、その画家の特質がほかの画家とは「異なつている」という点からも、画家間の区別がなれてゐることである。しかしの報告書は、ミラノ公に各芸術家の資質の違いを明確に伝えようとしているにもかかわらず、奇妙にも期待を裏切るものがある。これを書いた人物は、画家の「理知」ragioneについていつたどれほど、また何を知っているのだろうか。ボッティエッリの絵画について評した「雄勁な」virile画風とは何を意味するのか。ボッティエッリが描くどんな形態に「比例」proportioneが感じられたのか。それは正確に描かれているといふとを漠然といつてゐのか、それともいの報告者は比例関係を区別す

れ手だてをもつていたのだろうか。ハイリッピーノにふれたくだりにある「甘美な」dolce 感じとは何を意味するのか。またそれは「技量」arte の相対的な不足によるものかな影響を受けていぬのか。ペルジーノの「天使のよみが」angelica 感じところのは何か特定である宗教的立場なのか、それとも一般的な感情の問題にすぎないのか。ギルランダイコの「良き感じ」bona aria について語る場合、それは特に意味のない賞賛であるのか、それともフランス語や英語で使う de-bon-air と相似あらねうな独特的の言語を使つてこねるのだろうか。

わらんにれの画家たちの絵を私たちが見るなり、『ラノ公代理人の使ひてらる』畠葉に私たちは、くらとのゝ意味をつまり私たちの意味を止めねりなどある。しかるの意味が彼の意図した意味であるとは思われない。畠葉上の困難な問題が必ず存在し、virile もか dolce もか aria もか畠葉が、彼と私たちとは異なるニヨアンスを持つてしまふのやある。しかるに、彼が私たちとは違つたやうに絵画をみていたという問題もあるのである。

そしむれが次に直面する問題なのである。画家や衆も、ボッティアチョッリムラノ公代理人も、彼は私たちとはまつたく異なる文化に属してゐた。そして彼らの視覚の機能のある面は、当時の文化によつてじゆく左右われていた。この事実はいれおどりと考察してわだれがいとばかり異なつてゐる。これまで見ておたのは、クアントロキナットの画家と顧客の関係から生まれる絵画に關する一般的な仮定であつた。この第一章は、絵画の取引において画家側がみせぬ多かれ少なかれ意識的な対応を扱つてゐた。しかし、絵画への特殊な関心をもつてゐる繪師にはなかつた。次章では、クアントロキ

ナハルの画家と大衆がどのよんにしてクリストロチナハル特有のやうにかたで、観覚体験に関心を向けたか、またその関心の特徴がどのよんにして当時の絵画様式の一端となつたかにつれて、もつと深く立ち入らねばならないだろう。

#### 注

① ポルノ・デステの挙げる方法に不平を抱いてるハルヘロ・ペル・コッサの手紙は E. Ruhmer, *Francesco del Cossa*, München, 1959, p. 48 に所収。

② ジョヴァンニ・ダ・ベルトィにひづれば 第33回を覗く。

③ ジョヴァンニ・ダ・ベナツィアーニにこゝば' *Giovanni Rucellai ed il suo Zibaldone* 『ジョヴァンニ・ダ・ベナツィアーニ・ダ・ラツィアーナの雑記』 I, 「Il Zibaldone Quaresimale' ed. A. Perosa, London, 1960, pp. 24 と 121 を参照。

④ ヘマニラ・コラムルム・ダ・ハリ・ダ・メルバチの『G. Gaye, *Carteggio inedito d'artistici dei secoli XIV, XV, XVI*, 『14, 15, 16世紀の藝術家の未刊書箇集』 I, Firenze, 1840, pp. 175-6 見る H. Mendelsohn, *Fra Filippo Lippi*, Berlin, 1909, pp. 154-9 と 235-6 を参照。

Io feci quanto mimponesti della tavola, et missimi impunto dongni cosa. el santo michele e in tal perfezione, che per chelle sue armadure, sono darento e doro e chosí lalltre sue vesta, ne fui chon bartolomeo martello ; disse delloro e di quello vi bisognava lo direbbe chon Ser francescho, e chio altutto faciesse quanto era di vostra volontà ; e molto mi riprese mostrando io avere el torto contro divoi. — Ora giovanni io sono qui al tutto esservi schiavo, effarò chon effetto. Io ò auto da voi quattordici fiorini, et io vi scrissi vi sarebbe trenta di spesa, e stia così, perché bella dormanti. priegovi per dio chomettiate in bartolomeo martelli, sopra questo lavoro chonducitore, esso odi

bisogno dalchuna chosa per rispaccio dell'opera, io vada a lui e vedrala, io liene farò honore ; e olgi detto che tra voi e me lui ne sia mio malevadore, ellui dicie essere chontento, e vuollo fare, pure chio vi spacci, eppiú chio ve ne scriva. esse vi pare fatelo, chio mi sto ; perchē io non nò piú oro, neddanari per chille mette. Io vi priegho chio non mi stia ; è tre di chio non fo niente, e aspetto ci siate.

Eppiú se vi pare che a ongni mia spesa chome è di sopra trenta fiorini, ched dogni e ciascheduna chosa, finita di tutto, voi mene diate sessanta fiorini larghi di legniamo, doro, di mentitura, eddipintura, e chome detto bartolomeo sia quanto eddetto, per meno impaccio di voi io laro di tutto finita per tutto di venti daghhosto dalla parte mia, e bartolomeo fia mio mallevadore. essella spesa non vè, starò a quello vifia, e perché voi state bene avisato, vi mando el disengnio chomè fatta di legniamo e daltezza e larghezza ; e voglio perramore di voi nontorvene piú chellavoro di ciento fiorini ; dimandogni altro. Prieghovi rispindiate, che qui ne muoro ; e vore' poi partirmi. essio fussi prosontuoso innavervi scritto, perdonatemi effarò sempre quell piú e quell meno piacerà alla reverenza vostra. valete addí XX luglio 1457

frate filippo dipintore in firenze

(5) *✓ × ॥ □ • # × □ × □ × □ × □ - □ • □ × □ × □ × □ × □*  
✓ × □ P. Küppers, *Die Tafelbilder des Domenico Ghirlandajo* [✓ × ॥  
□ • # × □ × □ × □ × □] Strasbourg, 1916, pp. 86-7. 

Sia nota e manifesto a qualunque persona che vedrà o legerà questa presente scritta come a preghiera del venerabile religioso messer Francesco di Giovanni Tesori, al presente priore dello spedale degli Innocenti di Firenze, e Domenico di Tomaso di Curado dipintore, lo frate Bernardo di Francesco da Firenze, frate inglesiato, a frate questa

scritta di mia mano per convegna e patto e allogagione d'una tavola d'altare a andare nella chiesa del sopradetto spedale degli Innocenti con patti e modi che qui di sotto si dirà, cioè :

Che oggi questo di XXIII d'ottobre 1485 el detto messer Francesco dà e alluoga al sopradetto Domenico a dipignere uno piano, el quale è fatto e à avuto da detto messer Francescco, el quale piano à fare buono

detto Domenico, cioè à pagare, e à a colorire e dipignere detto piano, tutto di sua mano in modo come apare uno disegno in cartto con quelle figure e modi che in esso apare, e piú e meno secondo che a me frate Bernardo parrà che stia meglio, non uscendo del modo e composizione di detto deseugno ; e debbe colorire detto piano tutto a sua spese di colori buoni e oro macinato nelli adornamenti dove acadranno, con ogn'altra spesa che'n detto piano accadessi, e l'azurro abbia a esse oltramarino di pregio di fiorini quattro l'oncia in circa ; e debba aver fatto e dato fornito el detto piano da oggi a trenta mesi prossimi a venire ; e debba avere per pregio di detto piano com'e detto, e tutto a sua spese, cioè di detto Domenico, fiorini centoquindici larghi se a me frate Bernardo soprascritto parrà se ne venghino, e possi pigliare parere di detto pregio o lavoro da chi mi paressi, e quando no mi paressi se ne venissi detto pregio, n'abbia avere quel meno che a me frate Bernardo parrà ; e debba in detto patto dipignere la predella di detto piano come parrà a fra Bernardo detto ; e detto pagamento debba avere in questo modo, cioè : ch'el detto messer Francesco debba dare al sopradetto Domenico ogni messe fiorini III larghi, cominciando a di primo di novembre 1485, seguendo di mano in mano, come è detto. ogni mese fiorini tre larghi...

E non avendo detto Domenico fornito detto piano frallo infrascritto

tempo, abbia a cadere in pena di fiorini XV larghi ; e così se 'l detto messer Francesco non oservassi il sopradetto pagamento, abbia a cadere nella sopraddetto pena in tutta la soma, cioè che finito detto piano, gli abbia a dare intero pagamento del tutto la soma che restassi.

(6) 『アレグリーニの書類』 V. Lazzarini, 'Documenti relativi alla pittura padovana del secolo XV' 『新アーチィブ・デ・ラ・ペントラ』

『アレグリーニの書類』 in *Nuovo Archivio Veneto*, XV, ii, 1908, p. 82 ふるま。

(7) 『アレグリーニの書類』 G. Poggi, 'Le ricordanze di Neri di Bicci' 『アレグリーニの書類』 in *Il Vasari*, I, 1927-8, 317 ～ III, 1930, 133-4 ふるま。

(8) 『アレグリーニの書類』 O. Giglioli, 'Su alcuni affreschi perduti dello Starnina' 『アレグリーニの書類』 in *Rivista d'Arte*, III, 1905, P. 20 ふるま。

(9) 『アレグリーニの書類』 P. Kristeller, *Andrea Mantegna*, Berlin, 1902, pp. 516-17, 526, 527, 538 ～ 541 ふるま。

Nui voressimo, che vedestive ad ogni modo de ritrarre due galine de India del naturale un maschio et una femina et madnarcele quare retracte, per che le voressimo far metter suxo la tapezaria nostra : potereti veder le nostre che sono ne lo zardino li a Mantua.

...prego la S.V. che li piacia ordinar, che Andrea Mantegna...venga e stia continuamente cum me. Cum Andrea pigliaro spasso de mostrarmi camaini, e figure di bronzo et altre belle cose antique : sopra le quale studiaremo e conferiremo de compagnia.

...mandiamo li certi designi de penture quali pregamo che vi piacia farli retrare per el vostro D. Andre Mantegna pentore celebre.

...ho recevuto el ritracto de la pictura che la E. V. me ha mandato, et facto ogni instantia ad Andrea mantegna mio pictere lo riduca ad

elegante forma, el quale me dice che la seria opera più presto da miniatore che sua perche lui non e assueto pingere figure picole, anzi assai meglio faria una nostra dona aut qualche altra cosa de longezza de uno brazo aut uno braco e mezzo quando piacesse alla cel. ne V. III. ma madona...

Io ho praticato mercato cum Io. Marco orefice de quelle ole vecchie e di li bocali secondo il disigno de Andrea Mantegna. Esso Io. Marcho admanda de le ole lire 3 soldi 10 de la marcha et deli vali predecti ducati uno e mezo de la marcha...mando a vostra excel. cia il designo del fiasco fatto per Andrea Mantegna acio quella possa judicare de la forma inanti se incominciano.

(10) 『アレグリーニの書類』 H. Lerner-Lehmkuhl, *Zur Struktur und Geschichte des Florentinischen Kunstmarktes im 15. Jahrhundert* 『アレグリーニの書類』 Wattenscheid, 1936 ; M. Wackernagel, *Der Lebensraum des Künstlers in der florentinischen Renaissance* 『アレグリーニの書類』 Wattenscheid, 1938 ふるま A. Luchs, *The World of the Florentine Renaissance Artists*, Princeton, 1981. 『アレグリーニの書類』 ; H. Glasser, *Artists' Contracts of the Early Renaissance* 『アレグリーニの書類』 New York, 1977 ふるま。 織物の図案は模写してシルク版として G. Gaye, *Carteggio medievale degli artisti dei secoli XIV, XV, XVI* 『アレグリーニの書類』 Roma, 1893, 『アレグリーニの書類』

D. Chambers, *Patrons and Artists in the Italian Renaissance* 『アレグリーニの書類』 London, 1970 ふるま。 『アレグリーニの書類』 ed. P. D'Ancona & E. Aeschlimann, 『アレグリーニの書類』

Milano, 1951, P. 60.

Era a Napoli uno ambasciadore sanese, della loro natura, molto borioso. La Maestà del re il piú delle volte vestiva di nero, con qualche fermaglio nel cappello, o qualche catena d'oro al collo : i broccati e vestiti di seta poco gli usava. Questo ambasciadore vestiva di broccato d'oro molto ricco, e sempre quando veniva al re aveva questo broccato d'oro. Il re piú volte con quegli sua domestici se ne rideva di questo vestire di broccato. Un dí, ridendo disse a uno de' sua; per certo che io voglio che noi facciamo che questo broccato muti colore; e per questo ordinò una mattina di dare udienza in uno luogo molto misero; e fece chiamare tutti gli ambasciatori, e ordinò con alcuno de' sua, che la mattina in quella calca ognuno si stropicciasse addosso allo ambasciadore sanese, e stropicciassino quello broccato. La mattina, non solo dagli ambasciatori, ma dalla Maestà del re era pinto e stropicciato in modo quello broccato, che uscendo da corte, no era uomo che potesse tenere le risa, vedendo quello broccato, ch' era di chermisi, col pelo allucignolato, e cascatone l'oro, e rimasta la seta gialla, che pareva la cosa piú brutta del mondo. A vederlo la Maestà del re uscir dalla sala, col broccato tutto avvilluppatto e guasto, non poteva tenere le risa...

(12) 金冠の装飾の如きは、アントニオ・カルボラーノ著 L. B. Alberti, *Opere volgari*, ed. C. Grayson, III, Bari, 1973, p.88 『絵画鑑』川上耕作著「丹波の金冠」  
Truovasi chi adopera molto in sue storie oro, che sitma porga maestà. Non lo lodo. E benché dipignesse quella Didone di Virgilio, a

cui era la faretra d'oro, i capelli aurei nodati in oro, e la veste purpurea cinta pur d'oro, i freni al cavallo e ogni cosa d'oro, non però ivi vorrei punto adoperassi oro, però che nei colori imitando i razzi dell'oro sta più ammirazione e lode all'artefice.

(13) H. P. Horne, *Sandro Botticelli*, London, 1908, p. 353 (Documenti XX V)

Mercholidi adi III d'Aghosto. A chappella di Santo Spirito fior. settantotto, sol. X V a oro larghi, per fior. 75 d'oro in oro, paghati a Sandro del Botticello, a lui contanti: che fior. 2 sono per azurro, e fior. 38 per l'oro e mettitura della tavola, e fior. 35 pel suo pennello.

(14) B. Vermiglioli, *Bernardino Pinturicchio*, Perugia, 1837, p. vi (Appendix II)   
Anche promette nel vacuo dellli quadri o vero campi de le figure pegnere paese et aiere et tutti li altri campi dove se mette colore excepto li cornicioni dove se ha a ponere loro..  
 C. S. Davies, *Ghirlandajo*, London, 1908, p. 171   
figuras hedifitia castra, civitates, montes, colles, planities, lapides, vestes, animalia, aves, bestias, quascunque...

(15) □ — □ E. Müntz, *Les Arts à la Cour des Papes* 『教皇の藝術』, I, Paris, 1878, p. 126   
23 mai. A frate Giovanni di Pietro dipintore a la chapella di s. to Pietro dell'ordine di san Domenicho adi XXIII di Maggio d. quarantatre, b. vinti sette, sono per la provisione di d. 200 l'anno dari 13 di Marzo perinfinno adi ultimo di Maggio prossimo a venire: f. XLIII, b.



Sicut etiam in pictoria arte in faciendo similem figuram, multo plus  
nebet in dculo vel trinlo marmo macier quam ruditie

② ランダムなフレーズの回答

しづつ持ち回りで訳したものと推敲したものである。第一、三章についても同じ訳者たちによつて翻訳されつゝあり、近く完全な形で出版の予定である。

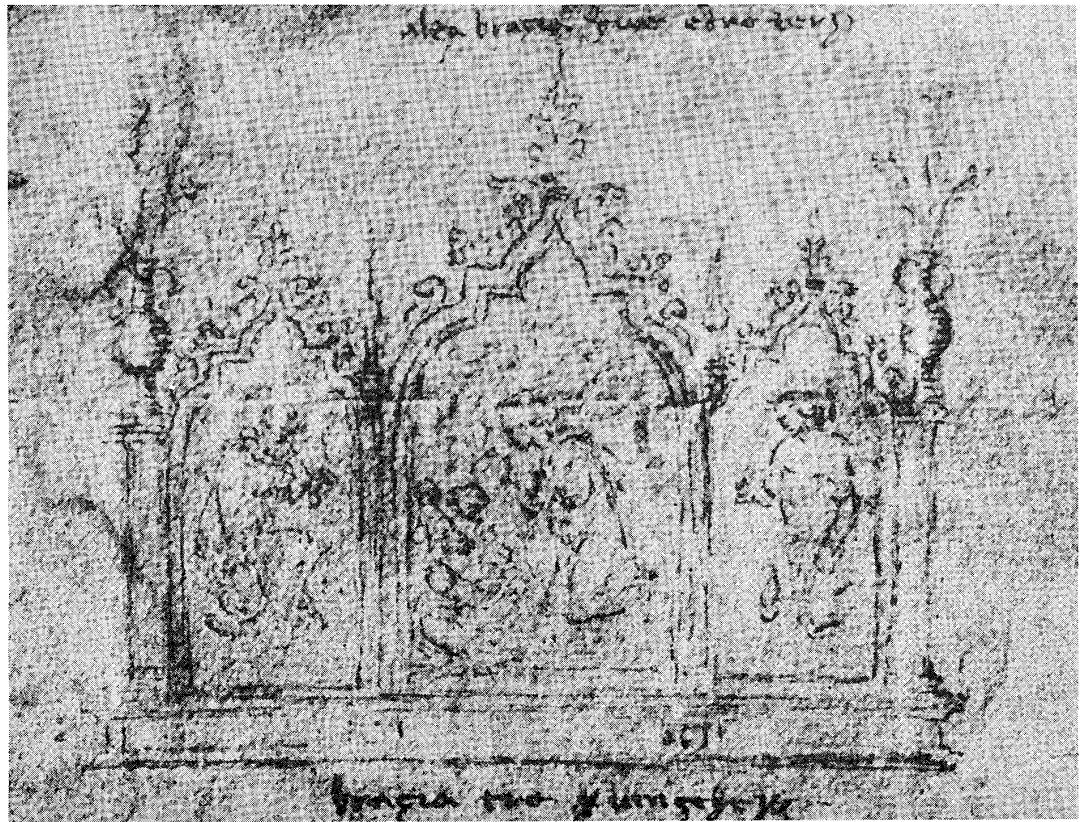
(篠塚記)

後編 本編は Michael Baxandall, Painting and Experience in Fifteenth Century Italy, Oxford 1972. (New Edition 1988) の第 1 章の翻訳である。  
(図版は紙面の都合上、川拂ふ御鑑しだ。) 本編は全本(川草がい張り、水の題田だけを示せば) 第 1 章「絵画の時代のしるし」、第 1 章「歴代の鑑」、  
第三章「絵画とカテゴリー」となりたる。

全体を通じて著者は十五世紀のイタリア絵画を当時の社会との関係からながめている。そのうち第二章が、全体の半分以上を占め、著者のきわめてユニークな視点が存分に展開されており、最も興味深い部分とも思われるが、それについてはここでふれないとする。

ここは調出した第一章は第二章に比べるとかなり地味な研究ともいえる部分である。著者は十五世紀の絵画の取引のしくみを、当時の契約書や書簡、勘定書などにあたりながら調べ、当時の注文主と画家が、どのような意識をもつて注文し制作したかをさぐっている。その場合、注文主側がきわめて重要な役割をはたしたことは近代以降の芸術と大きくことなっている。また十五世紀の絵画の大きな流れとして、初期には金やウルトラマリンなどの材料が重視されていたのに対し、後半になると画家の技量が重んじられてゆく過程があきらかにされている。しかし本章のおもしろさは、当時の資料を駆使して注文主や画家の姿を生き生きと再現している点にあるだろう。

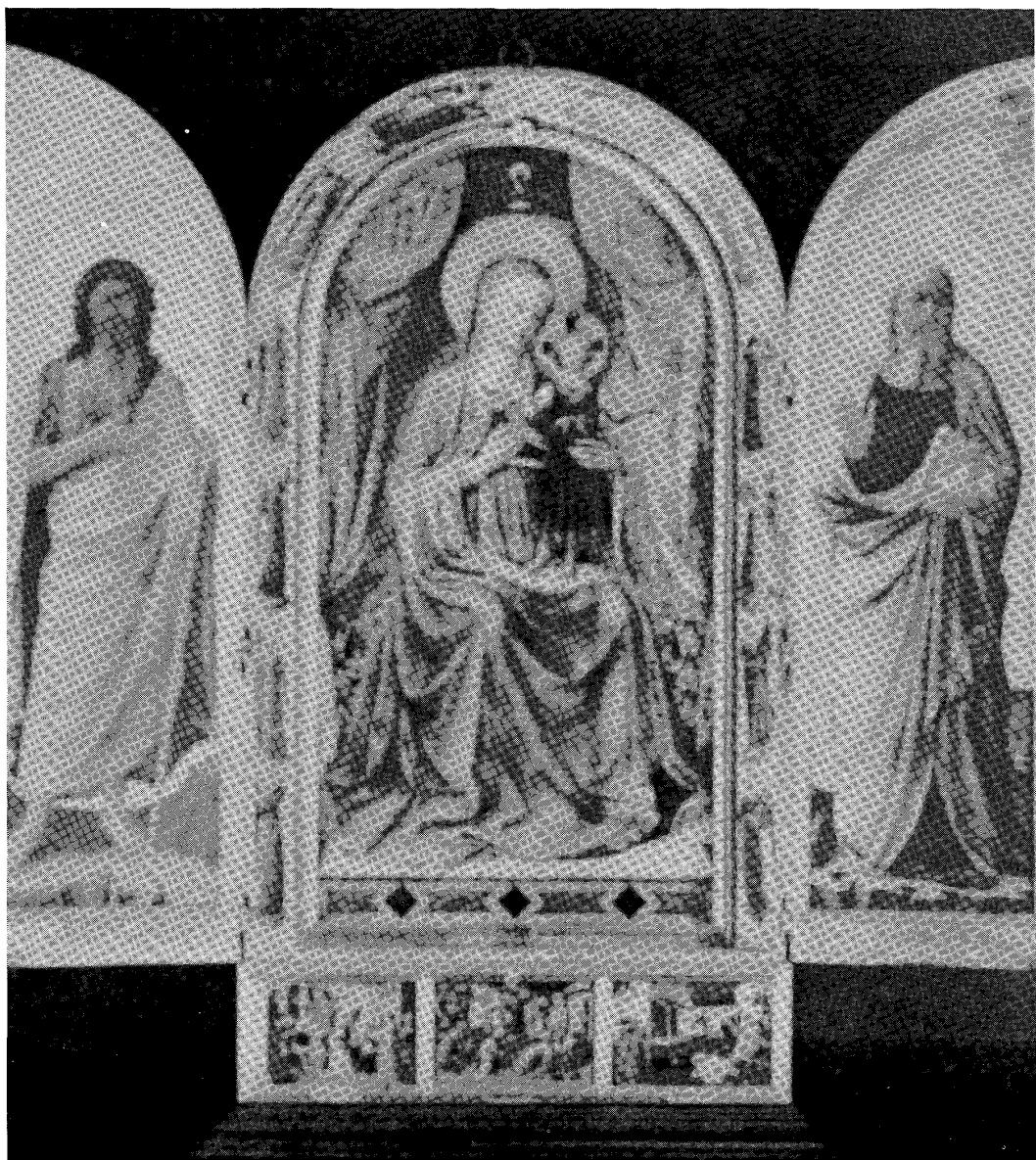
この翻訳はルネサンス美術を研究している四人が、数年前に勉強会で少



1. フィリッポ・リッピ 祭壇画の構想スケッチ (1457) フィレンツェ, 国立文書館 (Med. av. Pr., VI, no. 258) ペン



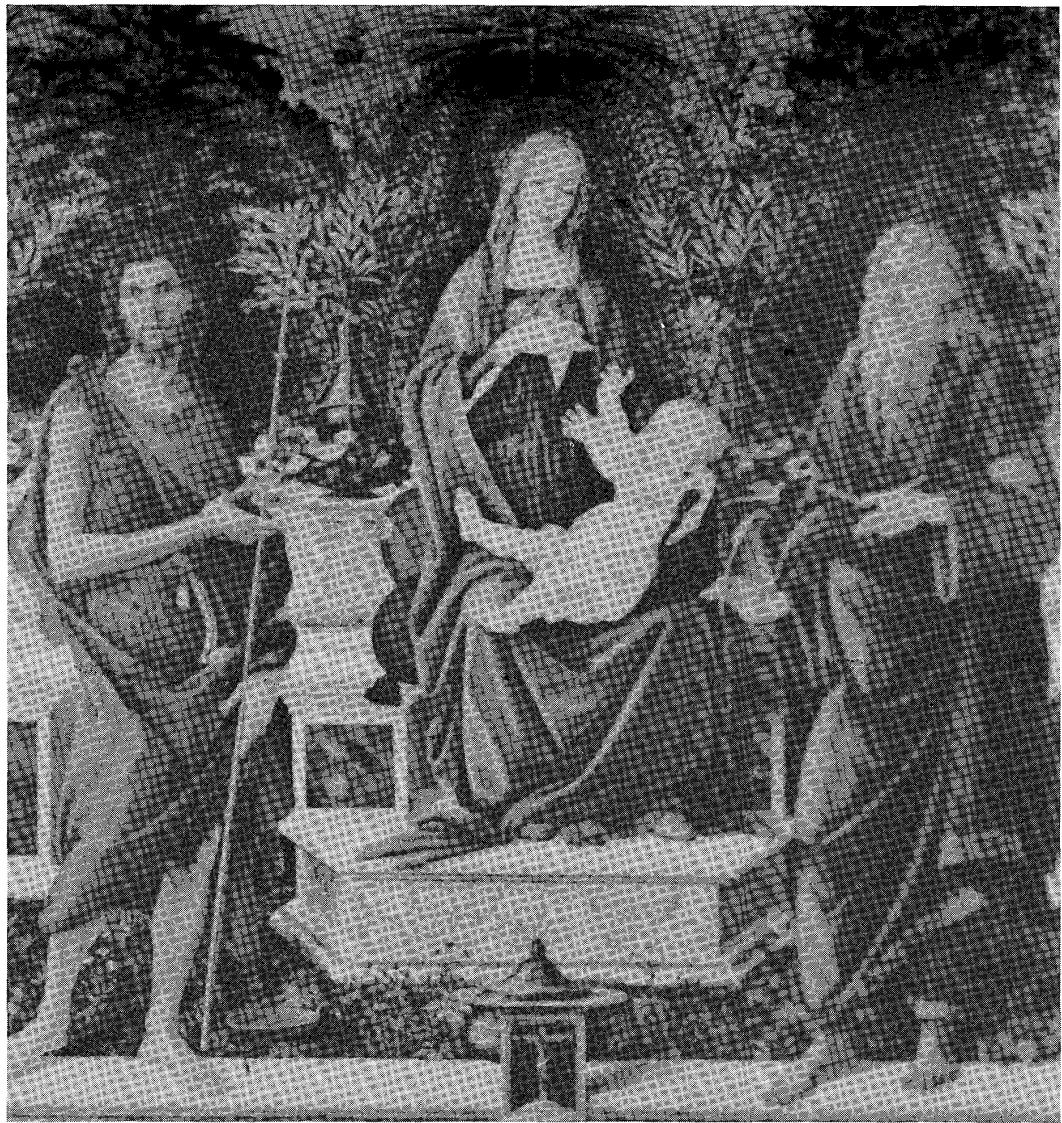
2. ドメニコ・ギルランダイヨ『マギの礼拝』(1488) フィレンツェ,  
オスペダーレ・デリ・インノチェンティ 板絵



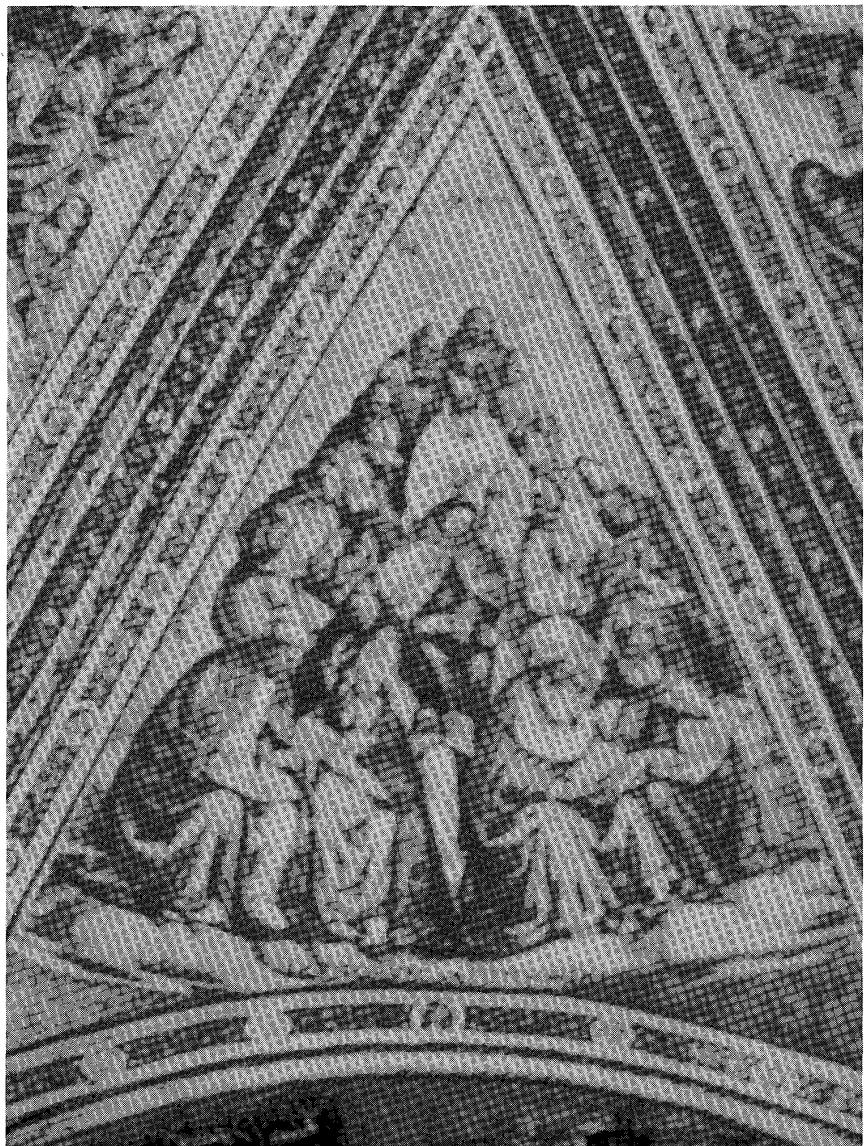
3. フラ・アンジェリコ 亜麻布商組合の祭壇画 (1433) フィレンツエ, サン・マルコ美術館 板絵



4. アンドレア・マンТЕニヤ『マントヴァ公ロドヴィコ・ゴンザ  
ーガとその息子の枢機卿フランチェスコ・ゴンザーガとの出会  
い』(1474) マントヴァ, パラッショ・ドゥカーレ, カーメラ・  
デリ・スポージ フレスコ画



5. ボッティチェッリ 『聖母子』(1485)ベルリン 国立美術館 板  
絵



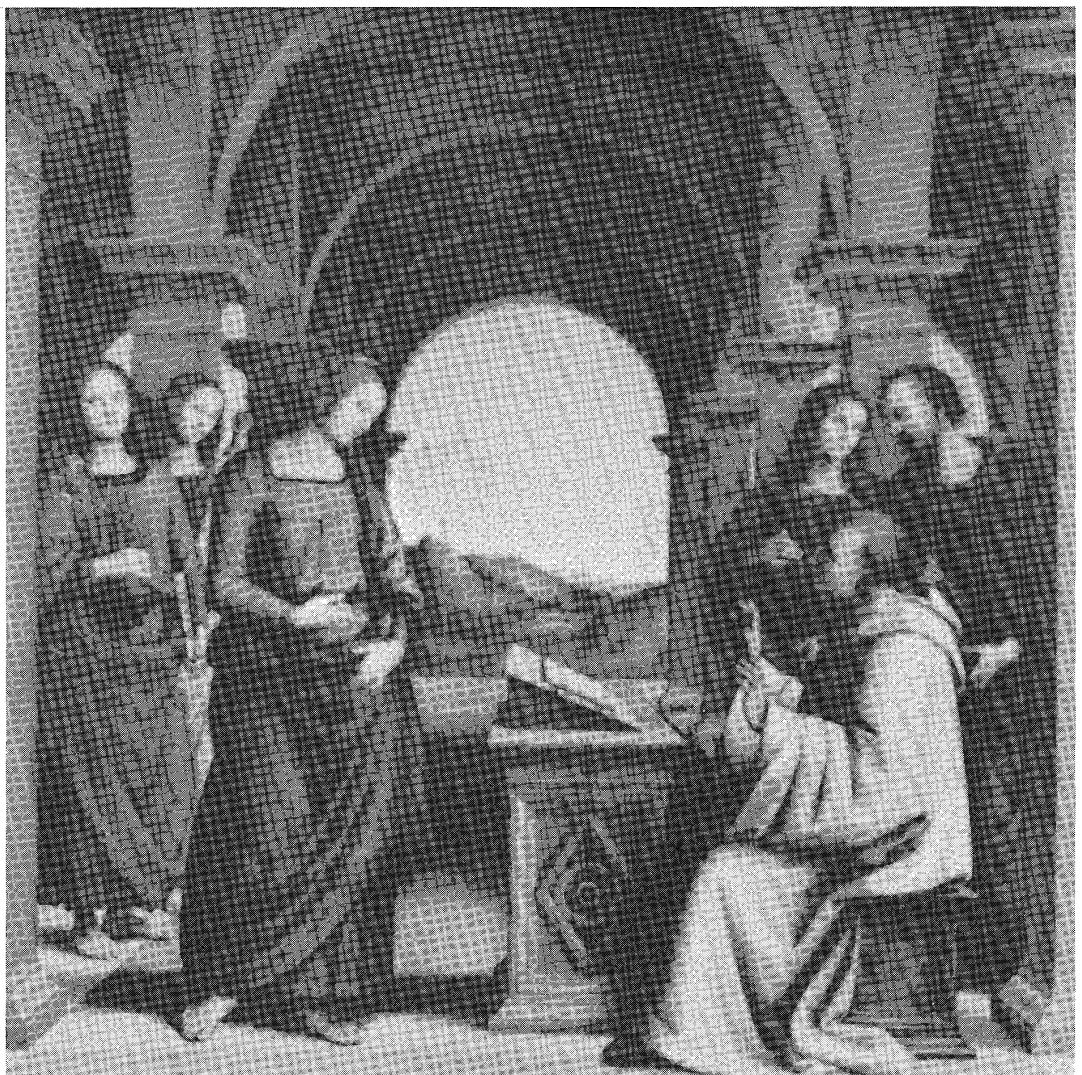
6. ルカ・シニョレッリ 『教父たち』 (1499/1500) オルヴィエート,  
大聖堂, サン・ブリツィオ礼拝堂 フレスコ画



7. ピエロ・デッラ・フランチェスカ『慈悲の聖母』(1445/62) サン・セポルクロ, 美術館 板絵



8. フィリッピーノ・リッピ 『聖ベルナルドゥスの幻想』 (1486頃)  
フィレンツェ, バディア聖堂 板絵



9. ペルジーノ『聖ベルナルドゥスの幻想』(1494頃) ミュンヘン,  
アルテ・ピナコテーク 板絵